

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 ( ) 二
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 ( ) 三
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 ( ) 四
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 ( ) 四
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 ( ) 五
- 貸金業者の登録の取消 (商工経営支援課) 五
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立 (水産業振興課) 五
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 五
- 選挙管理委員会  
○政治資金規制法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程 五
- 宮城海区漁業委員会  
○まだら固定式さし網漁業の制限 一四
- 流し網漁業等の制限 二〇
- 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限 二三
- 宮城県告示第七十三号  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

### 告 示

平成二十二年十一月二十六日

### 一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七一四〇〇五七二	事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションさつき 東松島市大塩字山崎四十二番地一	事業者の名称又は氏名 医療法人医徳会	指定年月日 平成二十二年九月一日
○四七二二〇〇九九七	介護24仙南 柴田郡川崎町大字川内字七曲山五十五番七号	介護24合同会社	平成二十二年九月一日
○四七五二〇三〇五	訪問介護ステーションしんらい 仙台市宮城野区小田原一丁目七番二十四号東邦ビル二A	合同会社しんらいサポート	平成二十二年九月一日
○四七〇三〇〇六七四	アミカ塩釜介護センター 塩竈市玉川二丁目二番十号	株式会社HCM	平成二十二年九月十五日
○四七一一三〇一四〇八	広域介護サービス若柳 栗原市若柳字川北中町四十番地	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十二年十月一日
○四七五二〇三三一一	仙南タクシー株式会社 仙台市宮城野区日の出町一丁目六番二十七号	仙南タクシー株式会社	平成二十二年十月一日
○四七五四〇二二七七	幸福ケアサポート 仙台市太白区東郡山一丁目三番十五号	株式会社幸生福祉	平成二十二年十月一日

### 二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号 ○四七五五〇二二九〇	事業所の名称及び所在地 セントケア南中山 仙台市泉区南中山二丁目二十五番地の二	事業者の名称又は氏名 セントケア東北株式会社	指定年月日 平成二十二年九月十五日
-------------------------	---	---------------------------	----------------------

### 三 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇一九九七	事業所の名称及び所在地 和楽デイサービスセンター 石巻市西山町九番十八号	事業者の名称又は氏名 株式会社和楽	指定年月日 平成二十二年九月一日
-------------------------	--	----------------------	---------------------

五 福祉用具貸与	○四七〇七〇〇七三三	ライフクオリティ仙台南 名取市上余田字西田十九番 地一	株式会社京王ズライフク オリティ	平成二十二年 九月一日
	○四七一五〇一七九一	合同会社テングーケア・ デイサービスセンターニ ニコあつちゃん 大崎市松山千石字亀田四百 六十番地一	合同会社テングーケア 株式会社	平成二十二年 九月一日
	○四七二七〇〇八三〇	デイサービスサンすまいる おおひら 黒川郡大衡村大衡字河原六 十六番地三	燦ケアサービス株式会社	平成二十二年 九月一日
	○四七五二〇二二三三	株式会社中川デイサービ スNAGAWA 仙台市宮城野区鉄砲町百六 十六番地和光ビル一階	株式会社中川	平成二十二年 九月一日
	○四七五四〇二二六九	デイサービス菅 仙台市太白区西多賀一丁目 三番二十五号	株式会社デイサービス菅	平成二十二年 九月一日
○四七五二〇三三三〇	デイサービスサロン八千代 の家・仙台広瀬 仙台市青葉区広瀬町二番五 号	澁谷メディカル株式会社	平成二十二年 十月十五日	
○四七五三〇一七〇一	デイサービスオリカ 仙台市若林区上飯田一丁目 三番二十九号	特定非営利活動法人オリ カ	平成二十二年 十月十五日	
○四七五四〇二二八五	みどりの社デイサービスセ ンター 仙台市太白区西多賀三丁目 七番三十八号一〇二号室	株式会社フロンティア	平成二十二年 十月十五日	
○四七五五〇二三〇八	デイサービス悠々 仙台市泉区松陵四丁目二十 三番地の九	株式会社トータルケア・ 悠々	平成二十二年 十月十五日	
四 短期入所生活介護	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
	○四七〇二二〇二〇一	ショートステイうさぎの家 石巻市門脇町三丁目十二番 九号	株式会社明美会	平成二十二年 十月一日
	○四七一一〇〇三九六	しんせん長春館 岩沼市中央三丁目七番十六 号	医療法人社団森川内科医 院	平成二十二年 十月一日

六 特定福祉用具販売	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
	○四七〇六〇〇四五三	株式会社ブルケン東北福祉 事業部 白石市字本鍛冶小路四番地	株式会社ブル・ケン	平成二十二年 九月一日
	○四七一五〇一七八三	フォレストグループ福祉用 具サービス宮城大崎セン ター 大崎市古川稲葉字大江向百 八十六番地一	フォレストグループ有限 会社	平成二十二年 九月一日
	○四七〇六〇〇四五三	株式会社ブルケン東北福祉 事業部 白石市字本鍛冶小路四番地	株式会社ブル・ケン	平成二十二年 九月一日
	○四七一五〇一七八三	フォレストグループ福祉用 具サービス宮城大崎セン ター 大崎市古川稲葉字大江向百 八十六番地一	フォレストグループ有限 会社	平成二十二年 九月一日
○四七〇二二〇〇三三	豊石居宅介護支援センター 石巻市須江字沢尻五十五	有限会社豊石介護セン ター	平成二十二年 十月一日	
○四七三二〇〇七九〇	小規模多機能施設まりちゃ ん家 遠田郡美里町北浦字遠門三 十二番の一	有限会社まりちゃん家	平成二十二年 九月一日	
○四七一四〇〇五八〇	ケアプランセンターさつき 東松島市矢本字鹿石前百九 番地四	医療法人医徳会	平成二十二年 九月一日	
○四七二〇一七二四	アースサポート石巻 石巻市蛇田字下谷地一番地 六	アースサポート株式会社	平成二十二年 九月一日	

○宮城県告示第七千七百四十四号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。  
平成二十二年十一月二十六日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十二年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二四〇〇五七二	ヘルパーステーションさつき 東松島市大塩字山崎四十二番地一	医療法人医徳会	平成二十二年九月一日
〇四七二二〇〇九九七	介護24仙南 柴田郡川崎町大字川内字七曲山五十五番七号	介護24合同会社	平成二十二年九月一日
〇四七五二〇二三〇五	訪問介護ステーションしらいらい 仙台市宮城野区小田原一丁目七番二十四号東邦ビル二A	合同会社しらいらいサポート	平成二十二年九月一日
〇四七〇三〇〇六七四	アミカ塩釜介護センター 塩竈市玉川二丁目二番十号	株式会社HCM	平成二十二年九月十五日
〇四七一三〇一四〇八	広域介護サービスマス若柳 栗原市若柳字川北中町四十四番地	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十二年十月一日
〇四七五二〇二二三二	仙南タクシー株式会社 仙台市宮城野区日の出町一丁目六番一十七号	仙南タクシー株式会社	平成二十二年十月一日
〇四七五四〇二二七七	幸福ケアサポート 仙台市太白区東郡山一丁目三番十五号	株式会社幸福福祉	平成二十二年十月一日

二 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七五五〇二二九〇	セントケア南中山 仙台市泉区南中山二丁目二十五番地の二	セントケア東北株式会社	平成二十二年九月十五日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇二〇一九九七	和楽デイサービスセンター 石巻市西山町九番十八号	株式会社和楽	平成二十二年九月一日
〇四七〇七〇〇七三三	ライフクオリティ仙台南 名取市上余田字西田十九番地一	株式会社京王スライフクオリティ	平成二十二年九月一日
〇四七一五〇一七九一	合同会社テンドーケア・ デイサービスセンターニコニコあつちゃん 大崎市松山千石字亀田四百六十番地一	合同会社テンドーケア	平成二十二年九月一日
〇四七二七〇〇八三〇	デイサービスサンすまいる おおひら 黒川郡大衡村大衡字河原六十六番地三	燦ケアサービス株式会社	平成二十二年九月一日
〇四七五二〇二二三三	株式会社中川デイサービス NAGAWA 仙台市宮城野区鉄砲町百六十六番地和光ビル一階	株式会社中川	平成二十二年九月一日
〇四七五四〇二二六九	デイサービス高 仙台市太白区西多賀一丁目三番二十五号	株式会社デイサービス高	平成二十二年九月一日
〇四七五二〇三三三〇	デイサービスサロン八千代の家・仙台広瀬 仙台市青葉区広瀬町二番五号	澁谷メディカル株式会社	平成二十二年十月十五日
〇四七五三〇一七〇一	デイサービスオリカ 仙台市若林区上飯田一丁目三番二十九号	特定非営利活動法人オリカ	平成二十二年十月十五日
〇四七五四〇二二八五	みどりの社デイサービス 仙台市太白区西多賀三丁目七番三十八号一〇二号室	株式会社フロンティア	平成二十二年十月十五日

四 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇二〇二〇一一	ショートステイうさぎの家 石巻市門脇町三丁目十二番九号	株式会社明美会	平成二十二年十月一日
〇四七一〇〇三九六	しんせん長春館 岩沼市中央三丁目七番十六号	医療法人社団森川内科医院	平成二十二年十月一日

五 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇六〇〇四五三	株式会社ブルケン東北福祉事業部 白石市字本鍛冶小路四番地	株式会社ブル・ケン	平成二十二年九月一日
〇四七一五〇一七八三	フォレストグループ福祉用具サービス宮城大崎センター 大崎市古川稲葉字大江向百八十六番地一	フォレストグループ有限公司	平成二十二年九月一日

六 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇六〇〇四五三	株式会社ブルケン東北福祉事業部 白石市字本鍛冶小路四番地	株式会社ブル・ケン	平成二十二年九月一日
〇四七一五〇一七八三	フォレストグループ福祉用具サービス宮城大崎センター 大崎市古川稲葉字大江向百八十六番地一	フォレストグループ有限公司	平成二十二年九月一日

〇宮城県告示第七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十二年十一月二十六日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七〇二〇〇六一九	東北交通株式会社 石巻市中央二丁目七番二十七号	東北交通株式会社	平成二十二年九月三十日
〇四七五二〇〇七四七	仙南タクシー株式会社 仙台市宮城野区日の出町一丁目六番二十七号	仙南タクシー株式会社	平成二十二年九月三十日
〇四七五五〇一七三二	昭和交通株式会社 仙台市泉区西田中字松下十番地の一	昭和交通株式会社	平成二十二年九月三十日

二 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二七〇〇三一九	有限会社サポート仙北 黒川郡大郷町大松沢字上町三十五番地	有限会社サポート仙北	平成二十二年十月三十一日
〇四七五五〇二二〇〇	トータルケア株式会社 仙台市泉区南中山二丁目二番地の六	トータルケア株式会社	平成二十二年十月五日
〇四七五三〇〇八六九	アピリティーズ・ケアネット株式会社 仙台市若林区六丁の目北町十番六十四号	アピリティーズ・ケアネット株式会社	平成二十二年十月三十一日

三 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七五五〇二二〇〇	トータルケア株式会社 仙台市泉区南中山二丁目二番地の六	トータルケア株式会社	平成二十二年十月五日
〇四七五三〇〇八六九	アピリティーズ・ケアネット株式会社 仙台市若林区六丁の目北町十番六十四号	アピリティーズ・ケアネット株式会社	平成二十二年十月三十一日

〇宮城県告示第七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十二年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七五四〇二〇〇四	介護事業所ぼえむ 仙台市太白区大野田一丁目六番七十八号	有限会社ボエム	平成二十二年九月三十日
〇四七〇二〇二〇三	石巻市社協介護プランセン 石巻市雄勝町上雄勝字上雄勝百五十番地三	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	平成二十二年十月一日

〇四七〇二〇一五五九	シック居宅介護支援事業所 石巻市井内字三番百十三番 二	有限会社まごころデイ サービスセンター	平成二十二年 十月三十日
------------	-----------------------------------	------------------------	-----------------

〇宮城県告示第七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ  
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十二年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七五二〇〇七四七	仙南タクシー株式会社 仙台市宮城野区日の出町一 丁目六番二十七号	仙南タクシー株式会社	平成二十二年 九月三十日
〇四七五三〇〇六〇四	ウエル訪問介護ステーション 若林 仙台市若林区伊在字西田七 番三三号	株式会社ウエル	平成二十二年 九月三十日
〇四七五五〇一七三二	昭和交通株式会社 仙台市泉区西田中字松下十 番地の一	昭和交通株式会社	平成二十二年 九月三十日

二 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七五五〇二二〇〇	トータルケア株式会社 仙台市泉区南中山二丁目二 番地の六	トータルケア株式会社	平成二十二年 十月五日
〇四七五三〇〇八六九	アピリティーズ・ケアネッ ト株式会社仙台営業所 仙台市若林区六丁の目北町 十番六十四号	アピリティーズ・ケア ネット株式会社	平成二十二年 十月三十一日

三 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七五五〇二二〇〇	トータルケア株式会社 仙台市泉区南中山二丁目二 番地の六	トータルケア株式会社	平成二十二年 十月五日

〇四七五三〇〇八六九	アピリティーズ・ケアネッ ト株式会社仙台営業所 仙台市若林区六丁の目北町 十番六十四号	アピリティーズ・ケア ネット株式会社	平成二十二年 十月三十一日
------------	--	-----------------------	------------------

〇宮城県告示第七十九号

次の貸金業者について、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の五第一項の規  
定により、平成二十二年十一月十七日貸金業者の登録を取り消した。  
平成二十二年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
とうしん	備後徹保	仙台市青葉区二丁目十四番 三号ホープレジデンス二日 町八〇一	宮城県知事（六） 第〇一六三五号	平成二十二年十 二月十七日

〇宮城県告示第八十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条の二第二項の規定による届出を審査  
した結果、大谷本吉加入区について、同法第百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。  
平成二十二年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県告示第八十一号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法  
律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。  
平成二十二年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 気仙沼都市計画公園
- 2 名称 二・二・二号 幸町公園
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

選挙管理委員会

〇宮選管告示第百三十一号

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書の写しの開示に関する規程を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書の写しの開示に関する規程

(規程の目的)

第一条 この規程は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号、以下「法」という。）第十九条の十六の規定による宮城県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に対する開示請求に係る開示の方法その他の事項を定めることを目的とする。

(少額領収書等の写しに係る開示の請求)

第二条 法第十九条の十六第一項の規定による少額領収書等の写しの交付を請求しようとする者は、別記様式第一号による少額領収書等の写しに係る開示請求書に必要な事項を記入の上提出しなければならない。

(少額領収書等の写しに係る提出命令)

第三条 法第十九条の十六第五項の規定による命令は、別記様式第二号により行わなければならない。

(少額領収書の写しの提出)

第四条 法第十九条の十六第六項の規定により少額領収書の写しを提出しようとする者は、別記様式第三号に必要な事項を記入の上提出しなければならない。

(少額領収書等の写しに係る提出命令期限の延長)

第五条 法第十九条の十六第七項の規定による期間の延長の求めようとする者は、別記様式第四号による少額領収書等の写しに係る提出命令期限の延長に係る書類に必要な事項を記入の上提出しなければならない。

(少額領収書等の写しに係る提出期限の延長)

第六条 法第十九条の十六第九項の規定による通知は、別記様式第五号により行うものとする。

(少額領収書等の写しの開示決定)

第七条 法第十九条の十六第十一項の規定による通知は、別記様式第六号により行うものとする。

(少額領収書等の写しの不開示決定)

第八条 法第十九条の十六第十二項の規定による通知は、別記様式第七号により行うものとする。

(少額領収書等の写しに係る開示決定等の期限の延長)

第九条 法第十九条の十六第十三項の規定による通知は別記様式第八号により、同条第十四項の規定

による通知は別記様式第九号により行うものとする。

(少額領収書等の写しに係る開示に係る申出)

第十条 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第十一条第一項の規定による申出は、別記様式第十号による少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申請書に必要な事項を記入の上申し出なければならない。

(少額領収書等の写しの交付に係る手数料の納付)

第十一条 少額領収書等の写しの交付に係る手数料は、宮城県収入証紙を別記様式第十号にはり付けて、少額領収書等の写しの交付を受けるときに納付するものとする。

2 少額領収書等の写しに係る写しの送付に要する費用は、前項の手数料の納付と併せて納付しなければならない。

(少額領収書等の写しを提出しない国会議員関係政治団体の公表等)

第十二条 法第十九条の十六第十六項の規定による通知は、別記様式第十一号により行うものとする。  
2 県委員会は、法第十九条の十六第十六項の規定による通知をしたときは、その旨並びに当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地をインターネットを利用して公表するものとする。

附 則

この告示は、平成二十二年十一月二十六日から施行し、同月十九日から適用する。

別記様式第1号(第2条関係)

少額領収書等の写しに係る開示請求書

宮城県選挙管理委員会委員長 あり 年 月 日

氏名又は名称:(法人その他の団体)にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所:(法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地) 千

連絡先:(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第3項の規定に基づき、下記のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

1 請求する少額領収書等の写し

Table with 2 columns: 年 (Year), 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 名 称 (Name of the political organization related to the member of parliament), 支出項目 (Expenditure item)

支出項目欄には、下記の①~⑨の支出項目を記入してください。

- ①光熱水費 ②備品・消耗品費 ③事務所費 ④組織活動費 ⑤選挙関係費 ⑥機関紙誌の発行その他の事業費 ⑦調査研究費 ⑧寄附・交付金 ⑨その他の経費

(裏面)

2 開示請求の理由・目的

(開示請求の理由・目的をできるだけ具体的に記載してください。)

3 求める開示の実施方法等(開示の実施方法の申出の際にも選択することができます。)

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付

<希望の実施日>

イ 写しの送付を希望する。

求める写しの交付方法は、複写機により白黒で複写したものの交付によります。

この欄は記入しないでください。

Table with 2 columns: 備 考 (Remarks)

宮 選 管 第 号  
年 月 日

(国会議員関係政治団体)  
会 計 責 任 者 様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しに係る提出命令について(通知)

貴国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写し(政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し)について、法第19条の16第3項の規定に基づき開示請求がなされたので、法第19条の16第5項に基づき提出いただきますようお願いいたします。

1 開示請求内容  
年分収支報告書に係る少額領収書等の写し( )

2 少額領収書等の写しについて  
少額領収書等の写しとは、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写しのことです。

なお、領収書を徴し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面(「領収書を徴し難かった支出の明細書」)又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写しを提出する必要があります。

3 提出の方法(別記様式第3号参照)

(1) 初めて提出する場合

上記1に係る少額領収書等を複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写し、支出がされた年、支出項目ごとに分類して、提出命令があった日(この通知が貴国会議員関係政治団体に到達した日)から20日以内に提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出命令があった日から20日以内に、宮城県選挙管理委員会に到達する必要がありますので、余裕を持って郵送等していただきますようお願いいたします。

(2) 既に提出している場合

上記1に係る少額領収書等の写しに係る支出がないとき又は同一の少額領収書等の写しを既に提出している場合は、その旨を通知いただきますようお願いいたします。

(裏面)

(3) 開示請求内容と同一の通知を受け、それに係る少額領収書等の写し提出されていない場合 今回の通知以前に、上記1に掲げる開示請求内容と同一の通知を受け、それに係る少額領収書等の写し提出されていない場合は、同一の少額領収書等の写しを2部提出しただけで必要はなく、先の通知に係る少額領収書等の写し1部を提出すれば足りるものであり、今回の通知に対しては、同一の少額領収書等の写しを既に提出している旨、通知いただきますようお願いいたします。

4 提出期限の延長

事務処理上の困難その他正当な理由があり、提出命令があった日から20日以内に提出できない場合は、30日間延長を求めることができます。期限の延長を求めるときは、提出命令があった日から20日以内に、延長を求めめる期間、その理由、事務の状況などを記載した書面(別記様式第4号参照)を宮城県選挙管理委員会へ提出いただきますようお願いいたします。なお、提出期限の延長があった場合は、開示請求者に対しその旨通知されます。

5 未提出の場合

提出命令に違反して、少額領収書等の写しを提出しない場合は、その旨を開示請求者に通知するとともに、提出されるまでの間、貴国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地等がインターネットにより公表されることとなります。



年 月 日

宮城県選挙管理委員会委員長 あて

国会議員関係政治団体の名称 \_\_\_\_\_

会計責任者の氏名 \_\_\_\_\_

少額領収書等の写しに係る提出について（通知）

少額領収書等の写しに係る提出命令について（ 年 月 日付け宮選挙第 号）により通知のありましたことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第6項の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

下表のとおり、少額領収書等の写しを提出する。  
（該当する支出項目ごとに提出する枚数を記載してください。）

支 出 項 目	提出枚数
①光熱水費	枚
②備品・消耗品費	枚
③事務所費	枚
④組織活動費	枚
⑤選挙関係費	枚
⑥機関紙誌の発行その他の事業費	枚
⑦調査研究費	枚
⑧寄附・交付金	枚
⑨その他の経費	枚
合計	枚

少額領収書等の写しに係る支出がない。

同一の少額領収書等の写しを既に提出している。  
（ 年 月 日提出済）

年 月 日

宮城県選挙管理委員会委員長 あて

国会議員関係政治団体の名称 \_\_\_\_\_

会計責任者の氏名 \_\_\_\_\_

少額領収書等の写しに係る提出命令期限の延長について（通知）

少額領収書等の写しに係る提出命令（ 年 月 日付け宮選挙第 号）により通知のありましたことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第8項の規定に基づき、提出期限の延長を申出いたします。

1 延長を求める期間 30日間

2 命令があつた日 年 月 日

3 延長を求める理由

(1) 選挙期間中であるため（政治資金規正法施行規則第14条の2の5第1号に該当）

公職の候補者の氏名 \_\_\_\_\_

・選挙の種類 衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙

その他（以下に具体的に記入してください。） \_\_\_\_\_

・当該選挙の期日の公示又は告示の日及び当該選挙の期日 \_\_\_\_\_

公示又は告示の日 年 月 日

当該選挙の期日 年 月 日

(2) 少額領収書等の写しが多くて大量であり、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため（同規則第14条の2の5第2号に該当）

（事務の状況その他の事情）

(3) (1)、(2)のほかにも正当な理由があるため（同規則第14条の2の5第3号に該当）  
（事務の状況その他の事情）

別紙様式第5号(第6条関係)

宮 選 管 第 号  
年 月 日

(開示請求者) 様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しに係る提出期限の延長について(通知)

年 月 日付けの 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第7項の規定に基づき、 国会議員関係政治団体から提出期限の延長の申出がありませんので通知します。

1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称

2 延長後の期間

3 延長の理由

別紙様式第6号(第7条関係)

宮 選 管 第 号  
年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定通知書

(開示請求者) 様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで請求のありました国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第11項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

1 開示する国会議員関係政治団体の名称

2 不開示とした部分とその理由

(1) 不開示とした部分

(2) 不開示とした理由

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法(同封の説明事項についてもお読みください。)

開示請求書で希望された方法によるほか、下表に記載した方法によることも可能です。また、種類、数量等については、下表をご覧ください。

種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準(宮城県手数料条例第2条)	開示の実施を受けた場合の額
--------	----------	-------------------	---------------

担当課 宮城県選挙管理委員会事務局  
所在地: 〒980-8570  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
TEL: 022-211-2343

A4判文書		手数料なし	-
枚	①閲覧		
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	円
	③又キヤナにより電子化しFDに複写したものの交付	FD1枚につき20円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	円
	④又キヤナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき50円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	円
	⑤又キヤナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	円

- (2) 開示の実施の申出  
 開示の実施を受けるためには、政治資金規正法施行令(昭和50年政令第277号)第11条第2項の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」を下記担当課等までご提出ください。(「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照ください。)
- (3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所(開示の実施の申出ができる期間とは異なりますのでご注意ください。)
- 期間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日、年末年始を除く。)
- 時間： 8：30～12：00、13：00～17：15
- 場所：宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁3階 宮城県選挙管理委員会 事務局
- (4) 上記以外の日時における開示の実施をご希望の場合は、下記担当課までご連絡ください。  
 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料(見込み額)  
 日数：「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定  
 送料(見込み額)：通常郵便物(定形外) gまで 円(用紙に複写したものを交付する場合)

担当課 宮城県選挙管理委員会事務局  
 所在地：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
 TEL：022-211-2343

別紙様式第7号(第8条関係)

宮 選 管 第 号  
 年 月 日  
 (開示請求者) 様  
 宮城県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しに係る不開示決定通知書

年 月 日付けの 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求について、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第12項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

- 1 不開示決定した国会議員関係政治団体の名称
- 2 不開示とした理由

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課 宮城県選挙管理委員会事務局  
 所在地：〒980-8570  
 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
 TEL：022-211-2343

別紙様式第 8 号 (第 9 条関係)

宮 選 管 第 号  
年 月 日

(開示請求者)

様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しに係る開示決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けの 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条の16第13項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称

2 延長後の期間

3 延長の理由

担当課 宮城県選挙管理委員会事務局  
所在地：〒980 - 8570  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号  
T E L : 022 - 211 - 2343

別紙様式第 9 号 (第 9 条関係)

宮 選 管 第 号  
年 月 日

(開示請求者)

様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しに係る開示決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けの 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条の16第14項に基づき、開示決定等の期限の延長することとしましたので通知します。

1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称

2 法第19条の16第14の規定を適用することとした理由

3 開示決定等の期限  
( 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。 )  
月 日 ( )

担当課 宮城県選挙管理委員会事務局  
所在地：〒980 - 8570  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号  
T E L : 022 - 211 - 2343

別記様式第10号（第10条関係）

年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

宮城県選挙管理委員会委員長 あて

氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第1条第1項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

1 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等  
日 付： 年 月 日  
文書番号： 宮選挙第 号

2 求める開示の実施の方法  
下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

国会議員関係政治団体の名称		種類・量
実 施 の 方 法		
1 閲覧	1 全部（ 2 一部（ ）	）
2 複写機により白黒で複写したものの交付	1 全部（ 2 一部（ ）	）
3 スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付	1 全部（ 2 一部（ ）	）
4 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	1 全部（ 2 一部（ ）	）
5 スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	1 全部（ 2 一部（ ）	）

3 手数料の計算方法  
同封の「計算方法」をご覧ください。次の計算表をもとに上記の求める開示の実施方法にて選択した開示実施手数料を計算してください。

実施の方法 (a)	算定基準（宮城県手数料条例第2条） (b)	左の実施方法をもとに開示を希望する文書量 (c)	b欄とc欄をもとに算出した額 (d)
1 閲覧	手数料なし		-
2 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円		円
3 スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付	FD1枚につき50円に、文書1枚ごとに10円を加えた額		円
4 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額		円
5 スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額		円
		計	円 (e)

4 開示の実施を希望する日  
年 月 日

5 「写しの送付」の希望の有無  有  無 : 同封する郵便切手の額 円

手数料 円	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)
----------	------------------	-------

担当課（本書の送付先）  
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県選挙管理委員会事務局

別紙様式第11号(第12条関係)

宮 選 管 第 号  
年 月 日

(開示請求者)

様

宮城県選挙管理委員会委員長 印

国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しなかつた旨について(通知)

年 月 日付けの 国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求について、当該国会議員関係政治団体から提出期限までに提出されませんでしたので、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第16項の規定に基づき通知します。

### 宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島瀧波崎正東の線以北の宮城県地先海面(共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」といふ。)において二十トン未満の漁船を使用して行う固定式さし網漁業(以下「固定式さし網漁業」といふ。)の操業については、次のとおり制限する。

平成二十二年十一月二十六日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 島 山 喜 勝

#### 一 制限期間

平成二十三年一月一日から平成二十三年二月二十八日まで

#### 二 操業区域

石巻市網地島瀧波崎正東の線以北の宮城県地先海面

#### 三 操業期間

平成二十三年一月一日から平成二十三年二月二十八日まで

#### 四 操業の届出

規制区域において固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙または固定式さし網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会(以下「委員会」といふ。)に届出をしなければならない。

#### 五 操業の条件及び制限

- 1 操業の届出をした者は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業の届出をした者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 操業方法は、朝さし網(おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法)又は留さし網(朝さし網以外の操業方法)によるものとする。なお、操業期間内においては、朝さし網と留さし網のいずれか一方のみ操業できるものとする。
- 4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びね網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合及び他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。

担当課 宮城県選挙管理委員会事務局  
所在地：〒980-8570  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
TEL：022-211-2343

5 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

6 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

7 操業の届出をした者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるよう努めるとともに、定められた操業ルールを遵守しなければならない。

（別紙）

まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 操業の届出をしようとする者は、まだら固定式さし網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城県海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 操業の届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは遅滞なくまだら固定式さし網漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表（様式第三号）を添えて提出するものとする。

（届出書の受理）

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出済証の交付）

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、漁船（漁ろつ装置、漁網を含む。）を確認の上、届出を受理したことを証する書面（以下「届出済証」という。）を申請者に交付する。

2 届出済証の交付は、あらかじめ委員会が指定する日時及び場所において、その住所を管轄する地方振興事務所が行うものとする。

（船体の標識）

第四 委員会指示第五の2で定める標識は、様式第四号とする。

（漁獲成績報告書の提出）

第五 委員会指示第五の6の漁獲成績報告書（様式第五号）には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付しなければならない。

（届出書等の経由）

第六 第一の規定による操業届出書及び第五の規定による漁獲成績報告書の提出は、その住所を管轄

する地方振興事務所を経由して行わなければならない。

(様式第 1号)

まだら固定式さし網漁業操業届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

まだら固定式さし網漁業を操業したいので、下記のとおり届出します。

記

- 1 操業期間 平成23年 1月 1日から同年 2月 28日まで
- 2 操業区域 石巻市網地島・瀧波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 無線の有無

4 漁具の規模

km	x	張り	=	km
km	x	張り	=	km
km	x	張り	=	km
合計		張り		km

5 届出理由

以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号  
この届出を受理します。

宮城海区漁業調整委員会  
会 長 畠 山 喜 勝 印

( A 4 縦 )

(様式第 2号)

まだら固定式さし網漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 届出済証番号 宮まだら固 第 号
- 2 船 名
- 3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後

4 変更の理由

( A 4 縦 )





( 様式第5号 )

まだら固定式さし網漁業漁獲成績報告書

提出年月日： \_\_\_\_\_ 年 月 日

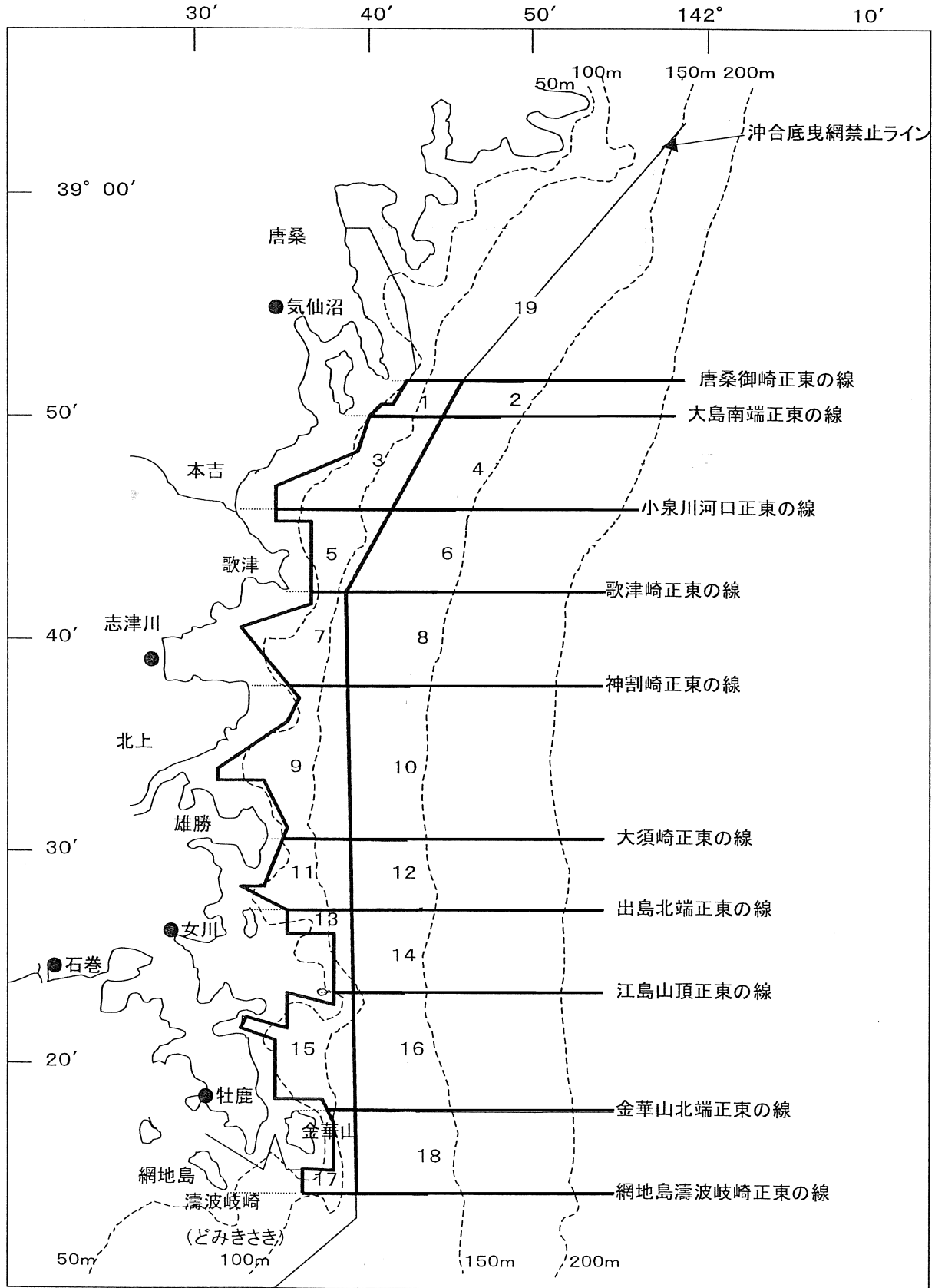
宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第 _____ 号
氏 名	印	船 名	
刺網の規模	目 合： _____ 寸 _____ 分 ( _____ cm )	乗 組 員	_____ 人
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反		

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分

日	漁場番号	水 深 ( m )	数 量 ( kg )	尾 数 ( 尾 )	金 額 ( 千円 ) 税抜き	操業方法 ( いずれかに○印をする )
1						朝さし網 ・ 留さし網
2						朝さし網 ・ 留さし網
3						朝さし網 ・ 留さし網
4						朝さし網 ・ 留さし網
5						朝さし網 ・ 留さし網
6						朝さし網 ・ 留さし網
7						朝さし網 ・ 留さし網
8						朝さし網 ・ 留さし網
9						朝さし網 ・ 留さし網
10						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
11						朝さし網 ・ 留さし網
12						朝さし網 ・ 留さし網
13						朝さし網 ・ 留さし網
14						朝さし網 ・ 留さし網
15						朝さし網 ・ 留さし網
16						朝さし網 ・ 留さし網
17						朝さし網 ・ 留さし網
18						朝さし網 ・ 留さし網
19						朝さし網 ・ 留さし網
20						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
21						朝さし網 ・ 留さし網
22						朝さし網 ・ 留さし網
23						朝さし網 ・ 留さし網
24						朝さし網 ・ 留さし網
25						朝さし網 ・ 留さし網
26						朝さし網 ・ 留さし網
27						朝さし網 ・ 留さし網
28						朝さし網 ・ 留さし網
29						朝さし網 ・ 留さし網
30						朝さし網 ・ 留さし網
31						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
合計						

宮城県地先海面における「まだら固定式さし網漁業」操業区域



○宮城海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、金華山山頂真南の線以西の仙台湾（共同漁業権区域を除く。）における流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の操業について、次のとおり制限する。

平成二十二年十一月二十六日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十三年一月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業の届出

流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、宮城海区漁業調整委員会（以下委員会）という。（に届出（様式第一号）をしなければならない。また、届出の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、委員会に届出（様式第二号）をしなければならない。）

三 操業の条件及び制限

1 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の届出を必要とする業種の操業は、次のとおり行わなければならない。

(一) 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の漁具の敷設時間は、原則として日没から日の出までとしなければならない。

なお、流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分確保できるものでなければならない。

(二) 漁具の標識

宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条の規定を遵守しなければならない。

2 着業状況報告書の提出の義務

二による着業の届出をした者は、操業した漁業ごとに着業状況報告書（様式第三号、様式第四号又は様式第五号）を操業期間終了後速やかに、委員会に提出しなければならない。

様式第1号

流し網、はえなわ、はもどう漁業着業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合（又は届出者）

㊦

下記のとおり、流し網、はえなわ、はもどう漁業の着業をするので届け出ます。

一連番号	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	操業時期	届出者		着業業種		
						住所	氏名	流し網	はえなわ	はもどう

着業業種の欄には、着業する業種（漁業）に○印を記入する。



様式第 4 号

はえなわ漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所 属 漁 協 名	乗組員数	人	
船 名	1 張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	はえなわ	1 張り当たりの使用針数:	本
総 ト ン 数	トンの規	総 使 用 張 り 数:	張り
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	( 何張り敷設しているか記入する。 )	

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		その他	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁 具 費	燃 料 費	費 (千円)		経費合計 (千円)
		人 件 費	その他	

所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族 x x 人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

( A 4 縦 )

様式第 5 号

はもどう漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所 属 漁 協 名	乗組員数	人	
船 名	1 張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	はもどう	1 張り当たりの使用どう数:	個
総 ト ン 数	トンの規	総 使 用 張 り 数:	張り
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	( 何張り敷設しているか記入する。 )	

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		まあなご	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁 具 費	燃 料 費	費 (千円)		経費合計 (千円)
		人 件 費	その他	

所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族 x x 人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

( A 4 縦 )

○宮城海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

平成二十二年十一月二十六日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十二年十二月一日から平成二十三年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けた者及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域（表示は、世界測地系による。）
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
仙台湾B区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
仙台湾C区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分 点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分 点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分 点エ 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分
仙台湾D区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分

点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二一分